

## 参 考 条 文 集

- 第 1 民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号） . . . . . 1 ページ
- 第 2 民事訴訟規則（平成八年十二月十七日最高裁判所規則第五号） . . . . . 3 ページ
- 第 3 人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号） . . . . . 5 ページ
- 第 4 刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号） . . . . . 6 ページ
- 第 5 刑事訴訟規則（昭和二十三年十二月一日最高裁判所規則第三十二号） . . . . . 11 ページ

## 第1 民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

### 1 「第二編 第一審の訴訟手続」

#### 「第三章 口頭弁論及びその準備」・「第一節 口頭弁論」

##### （裁判長の訴訟指揮権）

第四百四十八条 口頭弁論は、裁判長が指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。

##### （訴訟指揮等に対する異議）

第四百五十条 当事者が、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は前条第一項若しくは第二項の規定による裁判長若しくは陪席裁判官の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

#### 「第四章 証拠」・「第一節 総則」

##### （参考人等の審尋）

第四百七十七条 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。

#### 「第四章 証拠」・「第二節 証人尋問」

##### （映像等の送受信による通話の方法による尋問）

第二百四条 裁判所は、遠隔の地に居住する証人の尋問をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、尋問をすることができる。

#### 「第四章 証拠」・「第三節 当事者尋問」

(証人尋問の規定の準用)

第二百十条 第九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

(法定代理人の尋問)

第二百十一条 この法律中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。ただし、当事者本人を尋問することを妨げない。

#### 「第四章 証拠」・「第四節 鑑定」

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第二百十五条の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(鑑定証人)

第二百七条 特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問については、証人尋問に関する規定による。

## 2 「第六編 少額訴訟に関する特則」

(証人等の尋問)

第三百七十二条 証人の尋問は、宣誓をさせないことができる。

2 証人又は当事者本人の尋問は、裁判官が相当と認める順序とする。

3 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と証人とが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、証人を尋問することができる。

## 第2 民事訴訟規則（平成八年十二月十七日最高裁判所規則第五号）

### 「第二編 訴訟手続」・「第二節 証人尋問」

#### （傍聴人の退廷）

第二百一十一条 裁判長は、証人が特定の傍聴人の面前においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、当事者の意見を聴いて、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる。

#### （映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第二百四条）

第二百三十三条 法第二百四条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）に規定する方法による尋問は、当事者の意見を聴いて、当事者を受訴裁判所に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする。

- 2 前項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。
- 3 第一項の尋問をしたときは、その旨及び証人が出頭した裁判所を調書に記載しなければならない。

### 「第二編 訴訟手続」・「第三節 当事者尋問」

#### （証人尋問の規定の準用・法第二百十条）

第二百七十二条 前節（証人尋問）の規定は、特別の定めがある場合を除き、当事者本人の尋問について準用する。ただし、第百十一条（勾引）、第百二十条（後に尋問すべき証人の取扱い）及び第二百四十二条（書面尋問）の規定は、この限りでない。

#### （法定代理人の尋問・法第二百十一条）

第二百八十二条 この規則中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。

### 「第二編 訴訟手続」・「第四節 鑑定」

#### （映像等の送受信による通話の方法による陳述・法第二百十五条の三）

第三百二十二条の五 法第二百十五条の三（映像等の送受信による通話の方法による陳述）

に規定する方法によって鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者の意見を聴いて、当事者を受訴裁判所に出頭させ、鑑定人を当該手続に必要な装置の設置された場所であつて裁判所が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

2 前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

3 第一項の方法によって鑑定人に意見を述べさせたときは、その旨及び鑑定人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

(証人尋問の規定の準用・法第二百十六条)

第三百三十四条 第八条(呼出状の記載事項等)の規定は鑑定人の呼出状について、第一百十条(不出頭の届出)の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第一百十二条(宣誓)第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第一百十六条(文書等の質問への利用)、第一百十八条(対質)、第一百十九条(文字の筆記等)、第一百二十一条(傍聴人の退廷)及び第一百二十二条(書面による質問又は回答の朗読)の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第一百二十五条(受命裁判官等の権限)の規定は受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

(鑑定証人・法第二百十七条)

第三百三十五条 鑑定証人の尋問については、証人尋問に関する規定を適用する。

### 第3 人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

#### 「第一章 総則」・「第五節 訴訟手続」

##### （当事者尋問等の公開停止）

第二十二條 人事訴訟における当事者本人若しくは法定代理人（以下この項及び次項において「当事者等」という。）又は証人が当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であつて自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等又は証人が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

- 2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等及び証人の意見を聴かなければならない。
- 3 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

##### （注） 日本国憲法第82条

###### 【裁判の公開】

第八十二條 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

- 2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

条文見出しについて、法令自体に付せられていないものについては、有斐閣が出版している六法の凡例によつた（以下、同じ。）

## 第4 刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

### 1 「第一編 総則」

#### 「第十一章 証人尋問」

##### 【証人への付添い】

第百五十七条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

- 2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

##### 【証人尋問の際の証人の遮へい】

第百五十七条の三 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

- 2 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

##### 【ビデオリンク方式による証人尋問】

第百五十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によつて、尋問することができる。

- 一 刑法第七十六条から第七十八条の二まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者
  - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者
  - 三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。
  - 3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

## 2 「第二編 第一審」

### 「第三章 公判」・「第一節 公判準備及び公判手続」

#### 【被告人の退席】

第二百八十一条の二 裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告人が立ち会つた場合において、証人が被告人の面前（第五十七条の三第一項に規定する措置を採る場合及び第五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け十分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会つている場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

#### 【弁論等の制限】

第二百九十五条 裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳

述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様である。

- 2 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。
- 3 裁判所は、前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。
- 4 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

#### 【証拠調べ請求と当事者の権利】

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

- 2 裁判所が職権で証拠調べの決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

#### 【証人等の身体・財産への加害行為等の防止のための配慮】

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされないように配慮する

ことを求めることができる。

#### 【被告人の退廷】

第三百四条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前（第五十七条の三第一項に規定する措置を採る場合及び第五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け十分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させることができる。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

#### 【証拠調べに関する異議申立て，裁判長の処分に対する異議申立て】

第三百九条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調べに関し異議を申し立てることができる。

- 2 検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。
- 3 裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

### 「第三章 公判」・「第二節 証拠」

#### 【被告人以外の者の供述書・供述録取書の証拠能力】

第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

- 一 裁判官の面前（第五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。

#### 二・三 略

2 から 4 まで 略

#### 【ビデオリンク方式による証人尋問調書の証拠能力】

第三百二十一条の二 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第五十七条の四第一項に規定する方法によりさ

れた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五条第三項ただし書の規定は、適用しない。
- 3 第一項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第二百九十五条第一項前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

(注) 日本国憲法第37条

【刑事被告人の権利】

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第5 刑事訴訟規則（昭和二十三年十二月一日最高裁判所規則第三十二号）

「第二編 第一審」・「第一節 公判準備及び公判手続」

（傍聴人の退廷）

第二百二条 裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（証人については、法第一百五十七条の三第二項に規定する措置を採る場合及び法第一百五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。）で十分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

（異議申立の事由・法第三百九条）

第二百五条 法第三百九条第一項の異議の申立は、法令の違反があること又は相当でないことを理由としてこれを行うことができる。但し、証拠調に関する決定に対しては、相当でないことを理由としてこれを行うことはできない。

2 法第三百九条第二項の異議の申立は、法令の違反があることを理由とする場合に限りこれを行うことができる。